

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条に基づく変更の届出の内容の公示

独立行政法人 製品評価技術基盤機構における、日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条に基づく変更の届出の内容について、次のとおり公示します。

平成 24 年 1 月 17 日
特許庁長官 岩井 良行

独立行政法人 製品評価技術基盤機構における、寄託等の業務を行おうとする事業場の名称及び所在地等、並びに、日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十号）（以下、「国際実施要綱」という。）第二十四条、及び、特許微生物寄託等事業実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十一号）（以下、「国内実施要綱」という。）第二十二条により定めようとする手数料の額を下記のとおり変更する。

記

1. 寄託等の業務を行おうとする事業場の名称及び所在地等

事業場 1

名称	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター(NPMD)
所在地	千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8

電話番号 0438-20-5580
Fax 0438-20-5581
E-mail npmd@nite. go. jp
Internet <http://www.nbrc.nite. go. jp/npmd/>

及び

事業場 2

名称 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 特許生物寄託センター(IPOD, NITE)
所在地 茨城県つくば市東 1-1-1 つくばセンター 中央第 6
電話番号 029-861-6029
Fax 029-861-6078
E-mail ipod@nite. go. jp
Internet <http://www.nbrc.nite. go. jp/pod/>

2. 国内実施要綱第二十二條及び国際実施要綱第二十四條により定めようとする手数料の額

手数料の額 1 (事業場 1 に適用)

国内実施要綱第二十二條により定めようとする手数料の額及び国際実施要綱第二十四條により定めようとする手数料の額に変更はない。

手数料の額 2 (事業場 2 に適用)

国内実施要綱第二十二條により定めようとする手数料の額

1 保管手数料

- | | |
|---|----------|
| ア 新規寄託(1 菌株 1 年につき) | 21,000 円 |
| イ 継続寄託(1 菌株 1 年につき) | 11,000 円 |
| ウ 寄託特例料金(生存試験において否定的な結果であった場合、その微生物と同一である旨を申し出た次の新規寄託に適用する特例料金) | 16,000 円 |
- 2 科学的性質及び分類学上の位置の表示等の届出に関する証明書の交付手数料 2,000 円

- | | | |
|---|----------------------------|----------|
| 3 | 生存に関する証明書の交付手数料 | |
| | ア 最新の生存情報による証明 | 2,000 円 |
| | イ 生存試験を伴う証明 | 8,900 円 |
| 4 | 試料の分譲手数料 1 菌株につき (*1) | 10,000 円 |
| 5 | 科学的性質及び分類学上の位置に関する情報の通知手数料 | 2,000 円 |
| 6 | 諸証明書等の交付手数料 | 2,000 円 |

*1 海外送付の場合は 1 件につき、動物細胞は 33,000 円、その他の微生物は 150 円を追加する。

国際実施要綱第二十四条により定めようとする手数料の額

- | | | |
|---|------------------------------------|-----------|
| 1 | 保管手数料 | |
| | ア 原寄託(保管すべき全期間につき) | 220,000 円 |
| | イ 再寄託 | 16,000 円 |
| 2 | 科学的性質及び分類学上の位置の表示等の届出に関する証明書の交付手数料 | 2,000 円 |
| 3 | 生存に関する証明書の交付手数料 | |
| | ア 最新の生存情報による証明 | 2,000 円 |
| | イ 生存試験を伴う証明 | 8,900 円 |
| 4 | 試料の分譲手数料 1 菌株につき (*2) | 10,000 円 |
| 5 | 科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書に係る手数料 | 2,000 円 |

*2 海外送付の場合は 1 件につき、動物細胞は 33,000 円、その他の微生物は 150 円を追加する。

3. 変更の日

平成 24 年 4 月 1 日